

健康診断個人票の「医師の診断」「医師の意見」とは

一般健康診断や特殊健康診断の「健康診断個人票」に「医師の診断」欄と「医師の意見」欄があります。

一般健康診断の健康診断個人票（安衛則様式第5号）の裏面の備考欄に次の記載があります。

- 7 「医師の診断」の欄は、異常なし 要精密検査 要治療等の医師の診断を記入すること
- 8 「医師の意見」欄には、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に就業の措置について医師の意見を記入すること

1. 「医師の診断」は健康診断を実施した医師が判定します。

異常の所見を記載する場合もありますが、「異常なし」「経過観察」「要精密検査」「要治療」の記載でも良いとされています。

2. 「医師の診断」と「医師の意見」は一般には別の医師が実施します。

「医師の診断」は健康診断を実施した医師が判定しますが、「医師の意見」は産業医を選任している事業場は産業医がおこないますが、50人未満の産業医を選任していない事業場は、適当な医師（一般には有料）または、地域産業保健センターに登録している産業医に依頼し（厚生労働省委託事業のため無料）、実施します。

3. 「医師の意見」とは、医師による就業上の措置に関する意見で、健診の都度、事業者は医師の意見を聴取する法的義務があります。

「医師の意見」について、「診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成8年)」で、「就業区分（通常勤務可・就業制限・制限内容・要休業など）」や「作業管理・作業環境管理」などについて、意見を述べるとされています。

健診実施の都度、医師に意見を求めること（医師への意見聴取）は事業者の法的義務です。

就業制限の例 残業（○時間以上／日）禁止、交代勤務禁止、出張業務禁止、深夜業務禁止、高熱作業禁止、高所作業禁止、単独作業禁止、重筋作業制限・禁止、 ○○取扱い制限

4. 「医師の意見」内容を健康診断個人票に記載します。

健康診断個人票の作成義務は事業主にありますが、「医師の意見」内容は意見を述べた医師が記載し、記名押印又は署名するのが一般的です。

5. 「医師の意見」に必要な情報を担当医師に提供する義務があります。

健康診断結果に基づき、医師が就業上の措置に関する意見を述べるためには、当該従業員の業務内容や就業環境を知る必要があります。

医師が求めた場合はその情報を提供する義務があります。

6. 「医師の意見」を尊重しながら、事業者が最終判断して、必要な対策を実施（事後措置）するのは事業者の法的義務です。

不明な点を医師に確認し、また、必要な場合は当該従業員の意見を聴きながら、従業員の健康・安全などを考慮して、事業者が最終判断します。

実施内容や、理由（実施しなかった理由も）などの“健診結果の事後措置”内容についての記録を作成することも重要です。